令和９年度堺市優良観光みやげ品募集要項

１　趣旨

優良な観光みやげ品を推奨することにより、観光みやげ品の品質向上及び普及を促進し、もって堺市の地場産業の振興と観光事業の発展を図るものとする。

２　応募商品の種類

堺の特産品や観光みやげ品としてふさわしい商品で、堺市内に事業所を有する企業が堺市内において製造または現に販売されているものであって、趣旨に合致するもの。

３　選定基準

（１）堺らしい郷土色豊かな物

（２）堺をＰＲできる物

（３）内容及び品質が優れている物

（４）価格が適正である物

（５）意匠、包装、容器等が優れている物

（６）食品衛生法（昭和２２年法律第２３３号）、不当景品類及び不当表示防止法（昭和３７年法律第１３４号）、観光土産品の表示に関する公正競争規約、その他関係法令に適合している物

４　登録の取消しについて

推奨品が以下のいずれかに該当するときは、登録を取り消すものとする。

（１）推奨品の本市での製造又は販売を中止したとき。

（２）推奨品の著しい仕様等を変更したとき。

（３）推奨品の信用を失う行為のあったとき。

（４）推奨品登録を辞退したとき。

（５）その他協会が推奨を取り消すことが適当であると認めたとき。

５　応募について

【新規商品について】

新規商品を応募される方は、申込書（様式第１－１号）に必要事項を記入のうえ、提出すること。なお、新規商品が食品の場合は、食品表示添付用紙（様式第２号）、食品営業許可証の写しを提出すること。

申込書と同時に、現品及び審査登録料の他、完全包装した箱（空箱）、パンフレット、商品写真を提出すること。ただし、登録に至らなかった場合は審査登録料の半額を返金する。

また商品の賞味（消費）期限の関係上、募集期間中に提出することが好ましくない商品については、審査の前日に提出すること。

【推奨期間継続の取り扱いについて】

現在、堺市優良観光みやげ品として登録している商品で、期間を継続して推奨を受けようとする場合は、継続審査申込書（様式第１－２号）に継続審査登録料を添えて、応募期限までに提出すること。また、仕様等に変更があるものについては、変更届出書（様式第３号）及びその他必要書類等を提出すること。

・規格または意匠に変更がある場合、現品及び完全包装した箱（空箱）、パンフレット、商品写真を提出すること。
・食品で、食品表示ラベルの記載内容に変更がある場合は、食品表示添付用紙（様式第２号）を提出すること。

なお、応募期限までに継続申込書の提出がない商品については、令和 ９ 年３月３１日をもって推奨取消しとする。

また、仕様等の変更に伴い登録に至らなかった場合は、継続審査登録料の半額を返金する。

【新規審査登録料及び継続審査登録料】

区　　分	新規審査登録料	継続審査登録料
一　　般	２０,０００円／品	１０,０００円／品
協会会員	１０,０００円／品	５,０００円／品

【その他注意事項】

●申込点数は、１店舗につき、新規商品と継続希望商品をあわせて５点までとする。

●堺駅観光案内所・堺東観光案内所で登録商品を販売する場合

堺市優良観光みやげ品の販売手数料は販売単価の 10%とする。

※みやげ品登録以外の商品の販売手数料は販売単価の 20%とする。

●気球のりば観光案内所で商品を販売する場合

堺市優良は観光みやげ品であっても、販売手数料は販売単価の 20%とする。

※みやげ品登録以外の商品の販売手数料は販売単価の 20%とする。

６　募集期間

令和８年10月20日（火）～令和８年 11 月 17 日（火）１６時まで

７　応募方法

募集期間中に上記に定める必要書類及び審査登録料を当協会事務所へ直接持参すること。

（営業時間　９時～１７時３０分　※土・日・祝を除く）

【提出先】

公益社団法人堺観光コンベンション協会
〒590−0950
堺市堺区甲斐町西一丁１番３５号
サンビル堺ビル１階
電話　０７２−２３３−５２５８
ＦＡＸ ０７２−２３３−８４４８
E-Mail　kikaku@sakai-tcb.or.jp



８　審査日

令和８年 12 月 17 日（木）

９　審査結果の発表

審査終了後、応募者に文書で通知する。

10　推奨期間

堺市優良観光みやげ品推奨期間は、令和９年４月１日から令和 11 年３月３１日までの２年間とする。

11　その他

①推奨（継続を含む）を受けた商品は、協会の推奨みやげ品として登録し、推奨登録証を交付する。また同時に、協会が作成する「堺市優良観光みやげ品販売店」のステッカーを交付する。

②規程第１０条に規定する推奨マークは、協会が１枚につき５０点を掲載したシートを作成し、みやげ品１点につきシート１０枚を無償で支給する。ただし、シートを追加する場合は、１枚１００円の有償販売とする。

【参考】推奨マーク



③推奨品の価格は、原則変更できないものとする。
（消費税変更などについては、別途対応）

④推奨品の仕様等に変更が生じた場合、変更届出書（様式第３号）を協会会長に提出すること。

⑤推奨品は、協会が発行するパンフレットやホームページなどにおいて宣伝・紹介を行う。

堺らしさをモチーフとした商品を募集しております。
ご応募をお待ちしております。